

第6章 今後の課題 *23P

6. 生涯学習施設(広場整備含む)整備における今後想定される検討パターン

*令和8年7月27日試算

パターン	プラン	概要	整備期間	費用 *R6からの総見込額	費用見込み	財源見込み	課題・検討事項
従前計画	現プラン	実施設計まで策定済み	令和8年7月着工予定 生涯学習施設建設期間:令和8年7月-令和9年12月 既存施設解体、広場工事:令和10年度竣工予定	40.24億円*	工事費:26.66億円 その他:12.38億円 (附帯工事・備品購入:5.78億円) (周辺エリア整備:5.86億円) (その他既執行分:1.94億円)	国庫支出金:8.88億円 県支出金:0.27億円 地方債:19.10億円 基金:9.80億円 その他:0.10億円 一般財源:0.15億円 ※R8～R10年度で見込んでいた財源	令和8年7月建設着手として想定していた工期、費用、財源構成。 発注時期が先送りとなることで建設費用の再積算、資材価格の高騰、エネルギー・物流費の上昇、慢性的な人手不足、建設業界における働き方改革の推進など複合的な要素により建設費の上昇が見込まれます。 また、国庫補助金の財政措置、交付要件の変更などにより今までと同じ財源確保は難しくなります。
パターン1	再積算	設計案は当初プランを採用し、建設コストの再積算を行う	約3年半 設計調整・再積算・申請・入札等:約1年 契約から建物竣工まで:約1年半 改善センター解体・広場工事:約1年	42.94億円 (+2.7億円)	工事費: +1.6億円 (物価上昇分+6%×1年+α) その他: +1.1億円 (物価上昇分+6%×1年+α)	国庫支出金: 年度ごとに交付要件や補助率が変わり採択されない可能性がある。また、交付金を得るためには、交付を見込む前年度当初から国や県と事務調整を行う必要がある。	費用縮減策としてみんなの広場をリーズナブルな設計プランに変更させる余地はある。 しかし、国庫補助金の活用は建物と広場の一体的な整備が条件とされているため、国庫補助金の獲得をめざすためには目的に見合った機能、構造とする必要がある。
パターン2	規模縮小	生涯学習センター規模縮小 (例:7m→6mスパン) 設計の変更と積算	約4年 設計変更・積算・申請・入札等:約1年半 契約から建物竣工まで:約1年半 改善センター解体・広場工事:約1年	45.74億円 (+5.5億円)	工事費: +3.3億円 (物価+6%×2年+α=12.4%) その他: +2.2億円 (物価+6%×2年+追加設計費等α=12.4%)	地方債: 借入利率の上昇や借入の増額も含め検討する必要がある。 基金:基金を活用する他事業への影響や財源調整のために確保する基金残高など取崩額と保有額の調整が必要となる。	生涯学習施設の規模を縮小しても、再設計の必要が生じ、価格高騰も含め、結果的に費用の縮減には結びつかない。 施設規模を縮小することにより、基本計画に定めた機能、効果を実現できるか検証が必要となる。
パターン3	抜本的再検討	基本構想・基本計画再検討 規模・構造・機能等変更	約5年以上 基本構想・基本計画再検討:約1年 設計・積算・申請・入札等:約1年半 契約から建物竣工まで:約1年半 改善センター解体・広場工事:約1年	48.64億円 (+8.4億円)	工事費:5.0億円 (物価+6%×3年+α=19.1%) その他: +3.4億円 (物価+6%×3年+追加設計費等α=19.1%)		生涯学習施設の必要性の整理や施設機能など生涯学習施設に求めるものから合意形成を図る必要があり、基本構想・基本計画の策定、それらを受けた基本設計・実施設計など相当の時間と労力と費用が必要となってくる。

『表内の補足』
*整備期間は、計画再開から役場周辺エリアの工事(みんなの広場等)竣工までのおおよその最短期間になります。
*整備期間や物価上昇率を含めた費用根拠については、令和8年3月時点の物価上昇率想定に基づくものであり、確定されたものではありません。また、物価上昇率を6%として算出していますが、今後、さらに上昇する可能性もあります。
*費用根拠は、設計、建物工事、広場・駐車場などの周辺エリア整備工事、解体工事などを含む費用です。(バスターミナル整備にかかる費用は含まれておりません。)

『留意事項・ポイント』
❖財源確保 ❖防災拠点形成からの広場整備 ❖駐車場整備の必要性 ❖改善センターと公用車駐車場の跡地問題 ❖バスターミナル整備の必要性
→ここまでは第2回検討委員会資料「比奈窪56プラン(周辺拠点整備)の構成」に記載のとおりです。

❖学校のあり方検討との関連(R8から3年を目途に方向性を定めるとしています。) ❖物価高騰 ❖起債の金利上昇による負担増
→計画が一旦立ち止まったことにより、生涯学習施設建設に向けて農地転用、用地取得などの未了事項があります。

❖施設整備することで何が町民にもたらされるのか
→地域コミュニティの中核地点、全世代のウェルビーイング向上
→❶多様な生涯学習環境の場、❷町ならではの文化と学び、発表等の機会、❸すべての人々に開かれたインクルーシブなエリア、空間の創出

『補助金について』
*事業開始の前年度初頭から意思表示、調整手続きをおこなう必要があり、早くても令和10年度の交付に向けた申請となります。また、申請に際しては計画の熟度を上げておく必要があります。
*いわゆるハコモノ建設にかかる補助メニューは現状なく、国からの交付を受けるためには、地域の防災力強化など補助交付目的に見合った整備が必要となります。

❖都市再生整備計画事業(防災安全交付金)
→補助率は40%ですが、実際の交付額としては、さらに2割から7割を乗じた額が交付されている現状です。申請数が急増し競争率が上がっているうえ、採択されても補助率の割り落としもあり財源見込が難しい状況にあります。

❖地方創生に資する新しい地方経済・生活環境創生交付金(旧第2世代交付金)
→拠点整備、インフラ、ソフト事業の組み合わせによって採択されるもので、事業の内容や施設の活用方法が固まっていないなか、補助金獲得の見込みは立たない状況です。
→交付金の目的が地域経済を回す取り組みにシフトしており、補助金獲得に向けては制度の目的に合致した申請内容にしていく必要があります。